

学校いじめ防止基本方針

四万十市立中筋中学校

はじめに

「自ら学び、共に歩み、未来を拓く生徒の育成」を学校目標として、互いに認め合い、支え合い、助け合うために、主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じられる「心の居場所づくり」に取り組む。

また、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組み、子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握し、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施していく。

第1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

○いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒等に関する問題であることに鑑み、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、全ての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの定義

第二条 この法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。

○「心身の苦痛と感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

○当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、対策のための組織を活用して組織的に行う。

第3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺での暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

第4 いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。いじめ防止対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、いじめ防止対策委員会が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずにすべていじめ防止対策委員会に報告・相談する。加えて、いじめ防止対策委員会に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、いじめ防止対策委員会は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

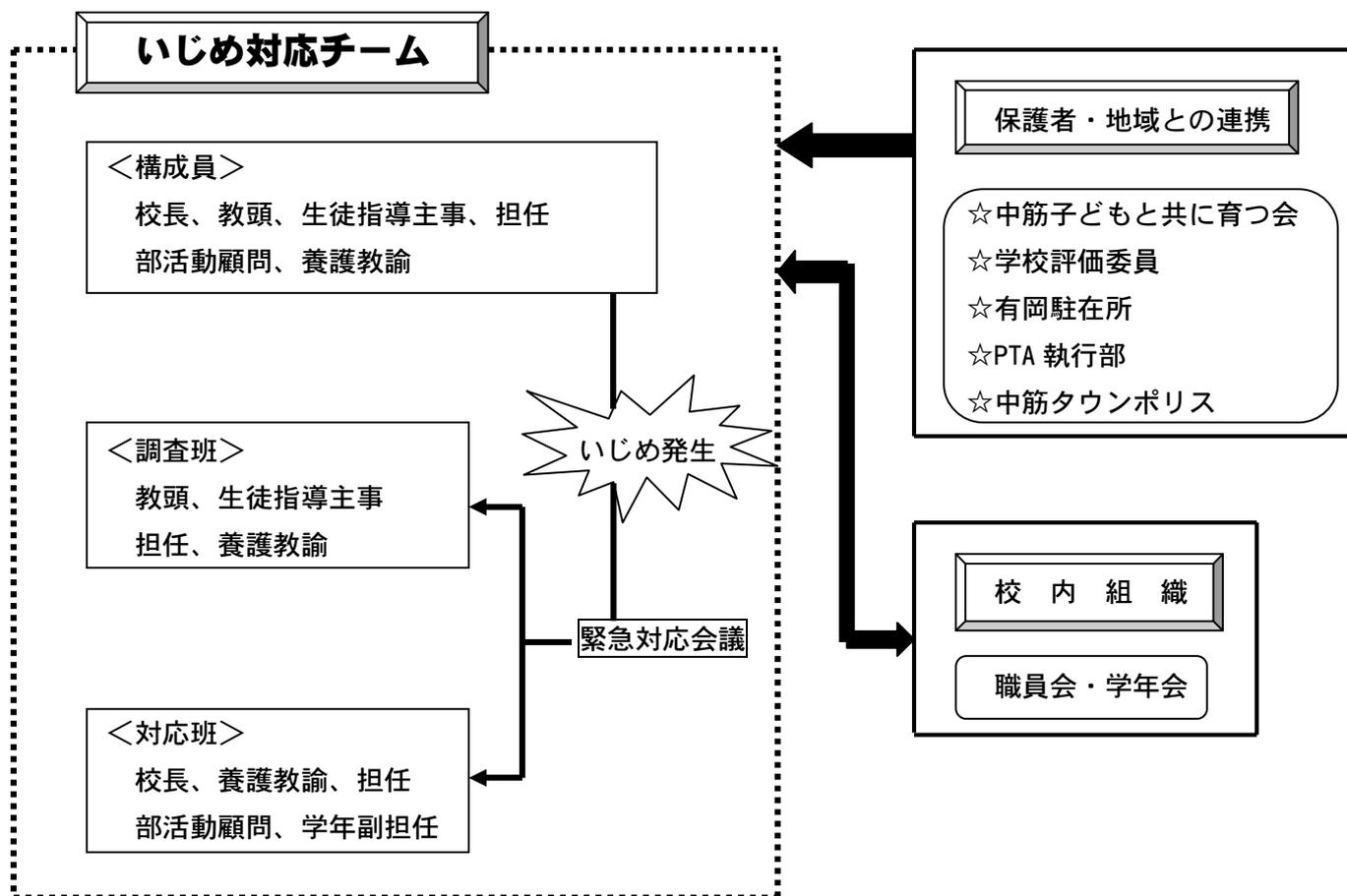
① 組織の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正。
- いじめ防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童用、保護者用等）の作成・検証・修正。
- いじめに関する校内研修の企画・検討。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 重大事態の調査のための組織については、学校がその調査等を行う場合の母体となる。

② 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、生徒指導担当者、人権教育主任、養護教諭とする。但し、状況に応じ担任や外部関係機関が入る場合がある。

第5 いじめ対応チーム



第6 いじめ防止のための取組

日々の観察 ～子どもがいるところには、先生がいる～

- 休み時間や昼休み、放課後等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、先生がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。
- 生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進める。
- いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することがないようにする。
- わかる授業づくりを進め、生徒が活躍できる授業を進める。

観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

- 職員は、学校内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になるような言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。
- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。

- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- 生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹すること。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作りだしていく環境作り。
- 生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。

生活日誌 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

- 生活日誌等の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取りながら、信頼関係を築く。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

第7 いじめの早期発見・早期対応

